

前回のまとめ

戦略的環境アセスメント及び法配慮書手続（事業の位置・規模の検討段階における環境影響評価手続）の概要について説明、質疑応答。

今後、主務省令の内容を踏まえ、条例に戦略的環境アセスメント制度を導入することについて、事務局案をたたき台として審議

【質疑応答】

Q これまでの構想段階（位置・規模等の検討段階）の検討はどのように行なわれていたか。

A 計画段階で環境面からの複数案の検討を義務付ける制度は無かった。
なお、事業実施部局の判断により、環境部局に意見聴取が行われるケースはある。

Q 改正法において、環境大臣及び主務大臣の意見聴取が義務付けとなった理由はなぜか。また、主務大臣が意見を述べる理由は。

A 従来 of 事業アセスについて

環境影響評価の結果等が許認可に際しての要件とされていることから、許認可権者が事業者^に直接意見を述べる手続とされている。

環境大臣は、第三者の立場から許認可権者に環境保全上の見地から意見を述べるものとされている。

配慮書手続について

位置等に係る複数案の検討を求める等、個別事業の枠組みが決定する前の手続であり、検討される内容と許認可とは直接関係しない。

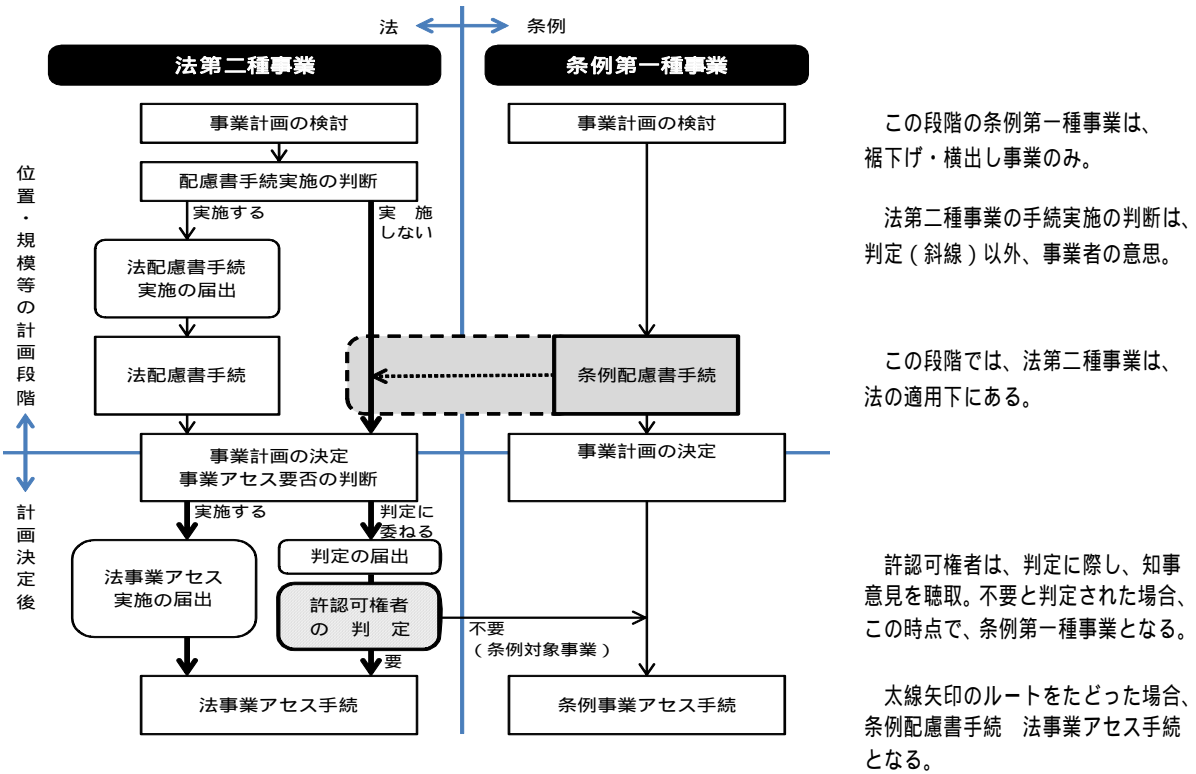
従って、主務大臣が総合的な立場から事業者^に意見を述べることとされ、環境大臣は主務大臣^に意見を述べることとされたものである。（参考資料 1）

住民等の意見について

配慮書手続は、事業計画の決定前に実施され、事業種ごとに計画策定プロセス等が異なることから、事業種ごとに柔軟な手続とすることが求められたため、法では努力義務とされ、主務省令で原則、聴取することが規定された。

Q 法第2種事業であって許認可権者による法アセス要否判定を受ける前の事業について、条例で配慮書相当手続を課すことは、可能か。

法第2種事業は、配慮書の段階では法の適用下にある事業である。
判定の結果又は事業者の任意で法による事業アセスが実施され、条例による事業アセスが実施されない場合があるもの。



A 環境省通知（平成23年9月7日付け環政評発第1109001号）により、可能であるとの国の判断（技術的助言）が示されている。

（通知抜粋）

- ・ 全国的な観点から必要な制度を定めたものであり、規制の限度を定めるものではない。
- ・ 配慮書手続を行わないこととした第2種事業を実施しようとする者に対し、地方公共団体がその自然的、社会的条件から判断して必要と認める場合に、条例に基づき配慮書手続を課すことは、法第61条第2項に抵触することにはならない。

法第61条 この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

- 1 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項
- 2 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）

（参考資料2）

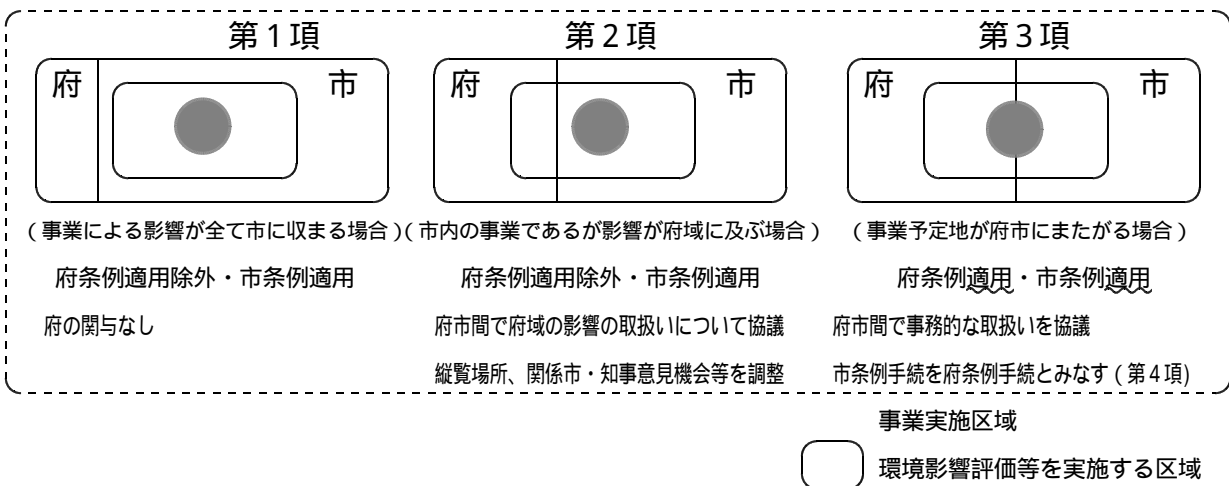
Q 京都市は、市の環境影響評価条例に、既に配慮書手続を導入したが、府条例を改正する場合、同一地域に異なる制度がかかることとならないか。

A 京都市内で実施される事業については、府条例において条例アセスの取扱いの特例を設けており、府と市の条例による手続を二重に実施する必要性は生じない。(条例第38条、規則第62条)

なお、他府県との県境条例との関係についても、個別に協議を行うこととしている。(条例第39条)

(参考資料3)

【条例第38条による京都市条例との関係】



(参考) 法対象事業の場合

- ・ 事業に係る環境影響を受ける範囲の全部が市に収まる場合(上記第1項の場合)
市長が事業者¹に意見を述べ、府は広域の見地から意見を述べる²ことができる。
- ・ その他の場合(上記第2項、第3項の場合)
市長は知事に意見を述べ、他の市町村長意見等も踏まえ知事が事業者¹に意見を述べる²。

法による環境影響評価における環境大臣意見の位置付け

国においては、法制化前から許認可等との関係に主眼を置いた制度設計がなされてきており、環境サイドからの意見は、第三者の立場からの意見と位置付けられている。

なお、行政指導から法制化されるに当たり、枠組みに変更はないが、環境庁長官意見の位置付けの強化が図られている。

配慮書手続導入に当たっても、従来の考え方が踏襲されている。

【閣議アセス以前】 事業所管省庁による独自の制度（例：発電所アセス（旧通産省））

【閣議アセス】 許認可権者が審査を行い、事業者に意見。結果を許認可等へ反映。
環境庁長官は、許認可権者の求めに応じて意見を述べる。

【法アセス】 許認可権者は、環境庁長官に評価書を送付し、意見を求めなければならぬとされた。

許認可権者は、環境庁長官の意見を勸告して事業者に意見を述べ、事業者はその意見に基づき、再検討を実施。

【配慮書手続導入】 枠組みに変更なし。ただし、事業計画検討段階であり、個別事業の許認可の審査には関係しないため、事業者へは、許認可権者ではなく、主務大臣が事業者に意見を述べることとされた。

関係通知等

[要綱施行通知]

環境影響評価実施要綱について（昭和60年10月25日付け環企管103号） 抄

[改定] 昭和63年7月23日 環企管132号

（各都道府県知事及び各政令指定都市市長あて環境庁企画調整局長通知）

公害の防止及び自然環境の保全についての行政への反映(実施要綱第三関係)

実施要綱に基づく環境影響評価においては、事業者による手続等とあいまつて、行政としても公害の防止等という公益のため、免許等を行う者が免許等に際し、当該免許等に係る法律の規定に反しない限りにおいて、評価書を審査し、その結果に配慮することにより、事業者の行った環境影響評価の結果を免許等に反映させ、公害の防止等についての配慮を

より一層確かなものにすることとしている。この場合、これらの審査及び配慮は行政運用により行われるものであるので、免許等に係る法律に基づく行政処分に認められた裁量の範囲内でなされたものである。また、環境庁長官は、政府の中にあつて環境行政を総合的に推進する立場にあることにかんがみ、主務大臣の求めに応じて公害の防止等の見地から意見を述べるものである。

[法施行通知]

環境影響評価法の施行について（平成10年01月23日付け環企評19号） 抄
（環境事務次官から各都道府県知事・各政令市長あて）

7 環境影響評価書

環境影響評価制度における審査のプロセスにおいては、その信頼性を確保する観点から、事業についての免許等を行う者等による審査のほか、意見の提出を通じて第三者が参画することが必要である。そのため、法においては、地域の環境保全を図る立場から都道府県知事が方法書及び準備書の段階で事業者に対して意見を述べるとともに、環境庁長官が環境影響評価書(以下「評価書」という。)の送付を受けたときは、環境保全行政を総合的に推進する立場から必要に応じて免許等を行う者等に対して意見を述べることができることとした。

また、事業の免許等を行う者等は、環境庁長官の意見を勘案して事業者に対して意見を述べることとするとともに、事業者が、この意見を勘案して、評価書の記載事項につき再検討を行う仕組みとすることにより、この段階において事業者の自主的努力を促すこととした。

[改正法に係る中環審答申]

今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）（平成22年2月22日） 抄

・ 今後の環境影響評価制度の在り方

1．早期段階での環境配慮（戦略的環境アセスメント）について

(2) 今回、我が国で導入すべきSEA制度の概要

ウ 住民、地方公共団体及び国（環境省）の役割

地域の環境影響を適切に評価するため、また住民との情報交流を円滑に進めるためには、様々な形で関係地方公共団体や公衆の関与が必要である。ただし、事業者が事業計画を策定する際に、当該計画の内容について関係地方公共団体に相談することが多く、このような連携には様々な形態があることから、関係地方公共団体が柔軟に関わることができる制度とすべきである。また、第三者の立場から客観的に環境面の影響について意見を述べるため、対象計画に係る環境面の影響についての評価に対して国（環境省）が意見を述べることができる制度とすべきである。

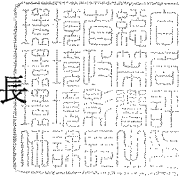


環政評発第110901001号
平成 23 年 9 月 7 日

都道府県・環境影響評価条例を有する市
環境影響評価担当部（局）長 殿

環境省総合環境政策局

環境影響評価課長



環境影響評価法の一部を改正する法律により新設された手続に関する
条例における取扱について（通知）

環境影響評価行政の推進については、平素より御協力賜り厚く御礼申し上げます。

「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 27 号。以下「改正法」という。）において、新たに配慮書手続（第 2 章第 1 節）及び報告書手続（第 38 条の 2～第 38 条の 5）が追加されることとされている。これに伴い、条例においてこれらと同旨の手続を課すことに関し、環境影響評価法（以下「法」という。）第 61 条第 2 号の規定との整理を行ったため、ここに通知する。

貴職におかれては、下記の事項に十分御留意の上、改正法の厳正かつ実効性のある施行について、格段の御協力をお願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 配慮書手続について

改正法に基づく配慮書手続を行わないこととした第 2 種事業を実施しようとする者に対し、環境影響評価条例により配慮書手続を課すことについては、以下のとおり整理する。

改正法第 3 条の 10 第 1 項の規定は、第二種事業を実施しようとする者が必要と判断した場合には、配慮書手続を実施することを可能とするよう規定したものであり、全国的な観点から必要な制度を定めたものであって、規制の限度を定めるものではない。したがって、改正法に基づく配慮書手続を行わないこととした第 2 種事業を実施

しようとする者に対し、地方公共団体がその自然的、社会的条件から判断して必要と認める場合に、条例に基づき配慮書手続を課すことは、法第 61 条第 2 号に抵触することにはならない。

2. 報告書手続について

現状、環境影響評価条例において事業者に事後調査手続を課しているが、改正法に基づく報告書手続が義務付けられることに伴い、条例において引き続き事後調査手続の義務を課すことについては、以下のとおり整理する。

改正法に基づく報告書手続は、事業の実施において講じた措置の報告等を事業者に対して求めるものであり、それが終了するまで事業の実施を禁止するといった性格のものではないことから、当該手続は、「全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨」（最大判昭 50・9・10〈徳島市公安条例事件〉）のものであると解される。このため、地方公共団体がその自然的、社会的条件から判断して必要と認める場合に、改正法の報告書手続とは別に事後調査手続を課すことは、法第 61 条第 2 号に抵触することにはならない。

なお、従来から事業者に対して課している方法書から評価書までの手続については、それが終了するまで、事業者は対象事業を実施してはならないこととされている（法第 31 条第 1 項）。このような手続に関し、地方公共団体が独自に追加的な義務を課した場合、当該地方公共団体の域内においては、他の地域に比べ、事業に着手すること自体が著しく困難となり、法の趣旨を逸脱してしまう可能性がある。このため、これらの手続については、「全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨」のものであると解され、その「進行を妨げるような形で事業者に義務を課すこと（例えば、事業者に対して、公聴会の出席など説明会以外の方法によって準備書を周知する義務を課すること、見解書を縦覧し住民等の意見を求める義務を課すること等）はできない」（逐条解説 p.246）とされてきており、改正法が施行されても本解釈に変更はない。

(参考)

○法と条例に関する最高裁判例（最大判昭 50・9・10〈徳島市公安条例事件〉）

特定事項についてこれを規律する国の法令と条例とが併存する場合でも、…両者が同一の目的に出たものであつても、国の法令が必ずしもその規定によつて全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間にはなんらの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じ得ないのである。

○地方自治法

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

第 245 条の 4 各大臣（内閣府設置法第 4 条第 3 項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第 5 条第 1 項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第 14 章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2～3 （略）

○環境影響評価法

第 61 条 この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

一 （略）

二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）

○逐条解説 環境影響評価法（p. 246）

「（この法律の規定に反しないものに限る。）」

対象事業等については、この法律で定められた手続を変更し、又は手続の進行を妨げるような形で事業者_に義務を課すこと（例えば、事業者_{に対して}、公聴会の出席など説明会以外の方法によつて準備書を周知する義務を課すること、見解書を縦覧し住民等の意見を求める義務を課すること等）はできないことを意味するものである。

市条例及び他府県条例との関係

京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）（抄）

（市町村の条例との関係）

第38条 第二種事業又は対象事業に該当する事業で、その事業実施区域の全部がこの条例の規定と同等以上の効果が期待できるものとして規則で定める条例（以下「特定条例」という。）の適用を受けるものについては、この条例の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、当該事業に係る当該特定条例の規定による環境影響評価等その他の手続が実施されるべき地域（事業実施区域を除く。）に当該特定条例を制定する市町村以外の市町村の区域が含まれるときは、当該特定条例を制定する市町村の長は、当該区域における環境影響評価等その他の手続について、知事と協議することができる。

3 第1項の場合を除くほか、第二種事業又は対象事業に該当する事業が特定条例の適用を受ける事業である場合は、知事は、この条例の規定による環境影響評価等その他の手続と特定条例の規定による環境影響評価等その他の手続について、当該特定条例を制定する市町村の長と協議するものとする。

4 前項の規定による協議に基づき行われた特定条例の規定による環境影響評価等その他の手続については、この条例の規定による環境影響評価等その他の手続とみなす。

（隣接府県の知事との協議）

第39条 知事は、対象事業の関係地域とすべき地域に府の区域に属しない地域が含まれている場合は、当該地域に係る環境影響評価等その他の手続について、当該地域の存する府県の知事と協議するものとする。

京都府環境影響評価条例施行規則（平成11年京都府規則第21号）（抄）

（市町村の条例との関係）

第62条 条例第38条第1項に規定する規則で定める条例は、京都市環境影響評価等に関する条例（平成10年京都市条例第44号）とする。